

# 災害時における車両受け入れ協力の御願い

コミュニティ安倉（安倉地区まちづくり協議会）

会長 岡本 康夫

平素は安全安心な住み良いまちづくりにご尽力頂き厚く御礼申し上げます。

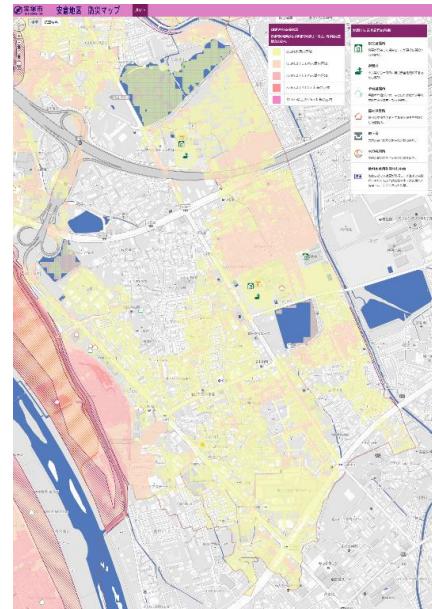
コミュニティ安倉（安倉地区まちづくり協議会）では、平常時から備えの充実を図り、災害が発生した場合には自助・共助を着実に実行するため、大規模水害や大規模災害の発生が予想される場合において被害が見込まれる車両の一時避難を勧めたいと考えております。

つきましては、各企業・団体様におかれましては可能な範囲で避難車両の一時受け入れを頂けます様、御願い申し上げます。

## 1. 大規模水害発生時の想定

宝塚市が発行する「たからづか防災マップ（第4版：令和5年9月発行）」想定最大規模降雨の浸水が予定される地域で、安倉地区の床上浸水とされているのが「安倉中5丁目」「安倉中6丁目※」「安倉西2丁目」「安倉西3丁目」「安倉南4丁目※」「中筋9丁目」「弥生町」となります。

この地区の令和2年10月に実施された国勢調査では世帯数・人口は、2801世帯・7094人となりますので、一般財団法人自動車検査登録情報協会が令和4年度8月に公表の兵庫県での一世帯当たり保有台数（0.896台/世帯）を単純計算すれば2,510台が水没すると想定されます。これは、イオンモール伊丹昆陽の駐車場収容可能台数（2,500台）に相当します。※印の地区は全体が浸水区域となっていませんが、想定数は全数で計算しています。



ご存じのように水害被害からの復旧・復興を行う際に車が使えると、役所への手続や仕事先への移動など利便性が向上することはもちろん、自宅駐車場に移動できない車があると自宅の片付けやゴミ出しが大変困難となり復興の大きな足かせとなります。その為、

- ・災害が発生する前（避難所が開設される段階）に車両のみを避難させる。
- ・災害発生後、道路の安全が確認出来てから車両のみを一時移動（避難）させる。

事で、**災害被害の軽減と復興の支援**を行いたいと考えています。

※災害が発生すると、道路上に亀裂や段差、瓦礫や倒壊した家屋などが落ちているなど、安全に移動できるかわからない事や、車同士の接触事故や脱輪など、自身の車両が動かなくなることで本来必要な救助車両や避難者の行動を妨げてしまう。また、事故を起こす事で警察への通報や事故処理の負担をかけることで救助や救援活動を妨げてしまう。など、災害初動時の「人命を守る」事からも、災害発生後の車移動は「安全が確認出来てから」と考えています。



## 2. 避難車両受け入れ協定

各企業・団体様の施設（駐車場）を利用して頂くにあたり、宝塚市役所総合防災課からのご意見も頂戴し、万一の場合を考慮して協定書（災害時における車両等一時避難場所に関する協定書）を作成致しました。内容をご確認頂き、締結を頂けます様御願い致します。

協定の締結が出来ました企業・団体様の駐車場より、車両の一時避難駐車場としてコミュニティ安倉（安倉地区まちづくり協議会）ホームページや広報誌、防災訓練などの機会を通じて広報を致します。広報にあたり、施設（駐車場）入り口などの写真撮影・掲載をさせて頂きます。  
※広報を行う前に、写真や広報内容について企業・団体様に確認・了承を頂くように致します。

## 3. LINE グループへ参加の御願い

「コミュニティ安倉地区防災計画」に基づく安否確認連絡方法の練習も兼ねて各自治会はLINEグループを作成し案内や連絡を行う事としています。

ご協力を頂けます各企業様・団体様に関しても、これとは別でLINEグループ（安倉防災応援団）を作成致しましたので、左のQRコードより御参加を御願い致します。



※ご参加頂く方は、防災を担当される方（出来れば各団体2名以上）でお願い致します。

※LINEグループに参加するには参加される方の「年齢確認（18歳以上）」設定が必要となります。

以上、万一の災害に備えスムーズに車両受け入れ体制が整い対処できるように皆様のご協力を頂けます様、宜しく御願い申し上げます。

令和5年11月吉日



コミュニティ安倉（安倉地区まちづくり協議会）

〒665-0822 兵庫県宝塚市安倉中2丁目2-1 安倉会館 内

E-mail: akura\_machikyou@knd.biglobe.ne.jp



# 災害時における車両等一時避難場所に関する協定書（記入例）

水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保のための避難施設について、△△会社（以下、「甲」という。）とコミュニティ安倉（安倉地区まちづくり協議会）（以下「乙」という。）は、甲の管理する駐車場及び土地の利用に関する協定書を次のとおり締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定書は、宝塚市安倉地区内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における被災者及び避難者、特に車両の一時避難に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

## （用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

## （対象駐車施設及び土地）

第3条 対象とする駐車施設は、△△会社 [宝塚市□□町目○○番○○号]とする。

2 駐車施設の安全な使用のため、駐車施設（駐車場）内で一時避難として使用する範囲とし、会社施設（建物など）への立入は原則禁止とし甲の認める範囲内とする。

3 収容台数は普通車 XX台までとし、乙は、その範囲で適切に利用するよう告知（案内）するものとする。

4 乙は利用しようとする避難者に対して、

- ・車両一時避難場所では、必ず駐車場管理者の指示に従って下さい。
- ・災害が発生していても一時避難駐車場が開いていない時は利用できません。
- ・一時避難駐車場には車（普通車）以外は利用できません。※火気厳禁、キャンプは禁止です。
- ・駐車場に併設されている店舗や倉庫などの建物は利用できません。立入禁止です。トイレも使用禁止です。
- ・車から離れる際は、車の判りやすい場所に連絡先を明記して下さい。
- ・駐車場の管理者から車両の移動（退去を含む）を指示された際は、必ず従って下さい。
- ・避難指示等が解除され、車両一時避難場所が閉所されたら速やかに退去して下さい。
- ・車両一時避難場所の設備などを破損した場合は、その当事者が修繕費用を負担して下さい。
- ・車両一時避難場所で発生する事故やケガ、盗難など一切の責任は負えません。

と言った注意事項を予め告知するものとする。

5 前項において、甲が告知内容に不足があると判断した場合、時間的な猶予がある場合は乙と協議し、猶予がないときは直接避難者に指示するものとする。

#### （車両一時避難所の開設）

- 第4条 乙は、地域住民に避難の必要があると予想（指定避難所となる安倉小学校が開設）されるときは、地域住民の受け入れについて甲に対し予め連絡をし、前条に掲げる駐車施設の車両一時避難所としての開設・利用について確認するものとする。ただし、突発的な水害あるいは地震等の発生により被災した地域住民が駐車施設の利用（避難）を求めてきた場合においては、甲の社員がいるときは直ちにこれを受け入れ、甲から乙に連絡するものとする。
- 2 甲の営業時間外など直ちに開設が困難な場合は前項によらず、甲は可能な範囲で速やかに開設するものとする。

#### （車両一時避難所の管理）

- 第5条 車両一時避難所の管理運営は、甲、乙、避難者の三者が協働で行うものとする。
- 2 使用施設（駐車場）の鍵の開閉は、甲が責任をもって行うものとする。
- 3 使用施設（駐車場）の使用期間は、原則として避難指示等発令の場合はその発令の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した被害の状況等により期間を延長する等、必要があると認められるときはその期間を甲乙協議して決定する。

#### （経費の負担）

- 第6条 車両一時避難所の提供に係る施設提供費用は無償とする。
- 2 乙は、車両一時避難所の運営に関して、その対価を負担しないものとする。  
また、甲の所有する備品等を使用する場合は、甲の判断により甲の負担で使用するものとする。
- 3 乙は、避難住民が甲の施設及び設備等を破損または汚損あるいは紛失をしたときは、これに係る経費を負担しない。破損または汚損あるいは紛失をした当事者となる避難住民が負担するものとする。
- 4 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲と当事者となる避難住民の双方で協議の上負担すべき額を決定するものとする。

#### （車両一時避難所の終了）

- 第7条 乙は、甲の管理する施設の車両一時避難所としての使用を終了する際は、甲に報告するものとする。

#### （備蓄等）

- 第8条 甲と乙は協働で予め、ライフラインの確保や防災備品の備蓄等、車両一時避難所となった場合を想定して準備に努めるものとする。

#### （個人情報の保護）

- 第9条 甲は、車両一時避難所開設によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

（連絡責任者）

第 10 条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては 総務課長、乙においては副会長とする。

（有効期間）

第 11 条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から令和 〇 年 3 月 31 日までとし、有効期間満了日 1 ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに 1 年間継続をするものとし、以後同様とする。

（協議）

第 12 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

甲 宝塚市 □□町目〇〇番〇〇号

△△会社

代表取締役社長 △△ 〇〇

乙 宝塚市安倉中 2 丁目 2-1 安倉会館 内  
コミュニティ安倉（安倉地区まちづくり協議会）  
会長 岡本 康夫



# 災害時における車両等一時避難場所に関する協定書

水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保のための避難施設について、\_\_\_\_\_（以下、「甲」という。）とコミュニティ安倉（安倉地区まちづくり協議会）（以下「乙」という。）は、甲の管理する駐車場及び土地の利用に関する協定書を次のとおり締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定書は、宝塚市安倉地区内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における被災者及び避難者、特に車両の一時避難に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

## （用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

## （対象駐車施設及び土地）

- 第3条 対象とする駐車施設は、\_\_\_\_\_ [宝塚市]とする。
- 2 駐車施設の安全な使用のため、駐車施設（駐車場）内で一時避難として使用する範囲とし、会社施設（建物など）への立入は原則禁止とし甲の認める範囲内とする。
  - 3 収容台数は普通車 台までとし、乙は、その範囲で適切に利用するよう告知（案内）するものとする。
  - 4 乙は利用しようとする避難者に対して、
    - ・車両一時避難場所では、必ず駐車場管理者の指示に従って下さい。
    - ・災害が発生していても一時避難駐車場が開いていない時は利用できません。
    - ・一時避難駐車場には車（普通車）以外は利用できません。※火気厳禁、キャンプは禁止です。
    - ・駐車場に併設されている店舗や倉庫などの建物は利用できません。立入禁止です。トイレも使用禁止です。
    - ・車から離れる際は、車の判りやすい場所に連絡先を明記して下さい。
    - ・駐車場の管理者から車両の移動（退去を含む）を指示された際は、必ず従って下さい。
    - ・避難指示等が解除され、車両一時避難場所が閉所されたら速やかに退去して下さい。
    - ・車両一時避難場所の設備などを破損した場合は、その当事者が修繕費用を負担して下さい。
    - ・車両一時避難場所で発生する事故やケガ、盗難など一切の責任は負えません。と言った注意事項を予め告知するものとする。
  - 5 前項において、甲が告知内容に不足があると判断した場合、時間的な猶予がある場合は乙と協議し、猶予がないときは直接避難者に指示するものとする。

#### （車両一時避難所の開設）

- 第4条 乙は、地域住民に避難の必要があると予想（指定避難所となる安倉小学校が開設）されるときは、地域住民の受け入れについて甲に対し予め連絡をし、前条に掲げる駐車施設の車両一時避難所としての開設・利用について確認するものとする。ただし、突発的な水害あるいは地震等の発生により被災した地域住民が駐車施設の利用（避難）を求めてきた場合においては、甲の社員がいるときは直ちにこれを受け入れ、甲から乙に連絡するものとする。
- 2 甲の営業時間外など直ちに開設が困難な場合は前項によらず、甲は可能な範囲で速やかに開設するものとする。

#### （車両一時避難所の管理）

- 第5条 車両一時避難所の管理運営は、甲、乙、避難者の三者が協働で行うものとする。
- 2 使用施設（駐車場）の鍵の開閉は、甲が責任をもって行うものとする。
- 3 使用施設（駐車場）の使用期間は、原則として避難指示等発令の場合はその発令の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した被害の状況等により期間を延長する等、必要があると認められるときはその期間を甲乙協議して決定する。

#### （経費の負担）

- 第6条 車両一時避難所の提供に係る施設提供費用は無償とする。
- 2 乙は、車両一時避難所の運営に関して、その対価を負担しないものとする。  
また、甲の所有する備品等を使用する場合は、甲の判断により甲の負担で使用するものとする。
- 3 乙は、避難住民が甲の施設及び設備等を破損または汚損あるいは紛失をしたときは、これに係る経費を負担しない。破損または汚損あるいは紛失をした当事者となる避難住民が負担するものとする。
- 4 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲と当事者となる避難住民の双方で協議の上負担すべき額を決定するものとする。

#### （車両一時避難所の終了）

- 第7条 乙は、甲の管理する施設の車両一時避難所としての使用を終了する際は、甲に報告するものとする。

#### （備蓄等）

- 第8条 甲と乙は協働で予め、ライフラインの確保や防災備品の備蓄等、車両一時避難所となった場合を想定して準備に努めるものとする。

#### （個人情報の保護）

- 第9条 甲は、車両一時避難所開設によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

**(連絡責任者)**

第 10 条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては\_\_\_\_\_、乙においては副会長とする。

**(有効期間)**

第 11 条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から令和\_\_\_\_年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

**(協議)**

第 12 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 宝塚市\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

乙 宝塚市安倉中2丁目2-1 安倉会館 内

コミュニティ安倉（安倉地区まちづくり協議会）

会長 岡本 康夫